

鹿児島県臨床心理士会倫理規程

(趣旨)

第1条 本規程は、鹿児島県臨床心理士会（以下「本会」という。）規約第4条第4項に基づき、本会会員（以下「会員」という。）である臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

(倫理綱領)

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関しては、一般社団法人日本臨床心理士会の定める倫理綱領に従うものとする。

(倫理委員会)

第4条 本会は、前条による倫理綱領にもとる会員の厳正な審査を行うために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

- 第5条 委員会は、本会運営委員会において選出・承認された会員5名をもって構成する。
- 2 委員長は、会長の指名を受けて就くものとする。
 - 3 副委員長は、委員の互選とする。
 - 4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1期のみとする。
 - 5 委員長は、必要な場合には、本会運営委員会の承認を得て、学識経験者等に委員会への出席あるいは助言を要請することができる。
 - 6 委員長は、必要な場合には、本会運営委員会の承認を得て、会員又は非会員を委員として加えることができる。任期は審査終了時までとする。
 - 7 委員長以外の委員名は、原則として非公開とする。

(委員会の運営)

- 第6条 委員長は、会長から倫理に関する審査の諮問を受けて委員会を開催し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の5分の3以上の出席をもって成立するものとする。
 - 3 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行する。
 - 4 会員の倫理に関する事項について委員長が必要とする場合、又は委員の5分の3以上の発議があった場合には、委員会を開催し、必要に応じて本会運営委員会に勧告等を行うことができる。

(審査)

第7条 何人も、会員の臨床業務に関し、一般社団法人日本臨床心理士会の定める倫理綱領に抵触すると思料するときは、本会に事案の審査を申請することができる。

2 申請を受けた本会は、会長が倫理違反についての審査及び処遇案の答申を委員会に諮問する。

3 委員会による審査は、事実に基づき、憶測や推測を排除し、当事者の意見表明権を尊重して、厳正かつ民主的に行わなければならない。

また、当事者の人権に十分配慮し、得られた情報についても、その扱いに十分留意して行わなければならない。

4 委員会は、必要に応じて一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会及び他の都道府県臨床心理士会と連絡調整するものとする。

5 委員会は、会長から諮問された日より起算して概ね3か月以内に、審査の結果を答申しなければならない。倫理違反が認められた場合は、次のいずれかの処遇案を会長に答申するものとする。

(1) 厳重注意

(2) 教育・研修の義務づけ

(3) 一定期間内の会員活動の停止

(4) 除名

(処遇)

第8条 最終的な処遇の決定は、委員会により答申された処遇案を基にして、本会運営委員会において運営委員の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

2 会長は、速やかに処遇結果を審査対象者及び審査申請者に対して通知するとともに、本会運営委員会が判断した場合、会員に周知する。

3 会長は、問題の性質によっては、その事案の概要及び処遇結果を一般社団法人日本臨床心理士会及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会に速やかに報告する。

(改廃手続)

第9条 本規程の改廃は、本会運営委員会において運営委員の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(附則)

1 本規程は、平成27年5月17日から施行する。

2 初年度の委員会委員の任期は、平成28年3月31日までとする。